

平成 31 年度山形県若手大工技能習得サポート事業募集要領

山形県県土整備部建築住宅課

山形県では、若手大工の育成を図るため、入職から概ね 5 年間に於いてキャリア形成を集中的に支援する若手大工育成支援プログラムを定めるとともに、山形県若手大工技能習得サポート資金を交付し、技能習得等に係る負担の軽減及び入職した大工技能者の離職防止と新規入職者の増加を図ります。

I 若手大工技能習得サポート資金

若手大工技能習得育成支援プログラムにおいて、支援対象者に認定され、次の表に該当する場合は、サポート資金の交付を受けることができます。

サポート資金交付対象者・交付額

| 交付対象者 | 交付額 |
|--|----------|
| 支援対象者のうち当該年度が 1 年目となる者で、大工技能者として継続して就業し、サポート事業費資金交付要綱別表第 2 に定める技能講習等を 1 つ以上修了又は取得している者 | 定額 10 万円 |
| 支援対象者のうち当該年度が 3 年目となる者で、大工技能者として継続して就業し、二級建築大工技能検定に合格している者 | 定額 20 万円 |

II 募集定員・募集期間・申請先

1 サポート資金交付募集定員

交付額 10 万円 … 30 人 (予定)

交付額 20 万円 … 14 人 (平成 30 年度に認定を受けた方が対象となります。)

2 サポート資金交付申請期間

募集定員に達した場合は、その時点で打ち切る場合があります。

平成 32 年 1 月 14 日 (火) から平成 32 年 2 月 14 日 (金) まで

3 サポート資金実績報告期間

平成 32 年 3 月 23 日 (月) まで

4 提出先

勤務先のある最寄りの各総合支庁建築課に持参してください。

申込み窓口

村山総合支庁建設部建築課：山形市鉄砲町 2-19-68 6階

最上総合支庁建設部建築課：新庄市金沢字大道上 2034 4階

置賜総合支庁建設部建築課：米沢市金池 7-1-50 5階

庄内総合支庁建設部建築課：三川町大字袖東 19-1 3階

Ⅲ 申請書類

1 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、申込み窓口、山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」より入手できます。

| ホームページ名称 | URL |
|-----------------------|---|
| 山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」 | http://www.pref.yamagata.jp/tatekkana/ |
| 山形県ホームページ 建築住宅課ページ | http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180025/ |

(1) サポート資金交付申請

- ① サポート資金交付申請書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第1号）
- ② 支援対象者認定証の写し
- ③ 振込口座の分かるもの（任意様式）
- ④ 二級建築大工技能検定受検票の写し（交付額 20 万円の申請者のみ）

(2) サポート資金実績報告

- ① サポート資金実績報告書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第3号）
- ② 就業実績調書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第4号）
- ③ 技能習得等証明書（受講修了証、合格証など）の写し

申請書類については、「平成 31 年度山形県若手大工技能習得サポート事業費資金交付要綱」もご確認ください。

Ⅳ その他

1 サポート資金交付の中止又は廃止について

交付対象者の要件を満たさなくなった場合は、サポート資金交付中止（廃止）承認申請書（サポート事業費資金交付要綱別記様式第2号）を提出してください。

プログラム参加を辞退する場合は、辞退届（プログラム実施要綱別記様式第9号）に認定証添えて提出してください。

2 問い合わせ先

山形県県土整備部建築住宅課 建築行政担当 TEL 023-630-2651